

# 令和3年度 教育委員会 第11回定例会 議案

1 日 時 令和3年11月4日(木) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第20号議案 令和4年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 … 1

第21号議案 県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)設置基本方針… 17

<非>第22号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会



## 第 20 号議案

### 令和 4 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

令和 4 年度静岡県立高等学校生徒募集計画について、別紙 1 のとおり決定し、関係する規則を別紙 2 のとおり改正する。

改正する規則名 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則  
改正規則の施行日 令和 4 年 4 月 1 日

令和 3 年 11 月 4 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 別紙 1

## 令和4年度 静岡県立高等学校 生徒募集計画 (一覽)

## 1 全日制の課程及び定時制の課程

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
下田	普通	4	160	普通	1	40
	理数	1	40			
南伊豆分校	園芸	1	40			
松崎	普通	2	80			
稲取	普通	2	80			
伊東	普通	3	120	普通	1	40
城ヶ崎分校	普通	1	40			
伊東商業	総合ビジネス	2	80			
熱海	普通	2	80			
伊豆総合	工業	2	80			
	総合	3 → 2	120→80			
土肥分校	普通	1	35			
菫山	普通	6	240			
	理数	1	40			
伊豆中央	普通	5	200			
田方農業	生産科学	2	80			
	園芸デザイン					
	動物科学	1	40			
	食品科学	2	80			
	ライフデザイン					
三島南	普通	5	200			
三島北	普通	7	280			
御殿場	創造工学	2	80			
	創造ビジネス	1	40			
	生活創造デザイン	1	40			
御殿場南	普通	4	160			
小山	普通	3	120	普通	1	40
裾野	総合	5 → 4	200→160			
沼津東	普通	6	240			
	理数	1	40			
沼津西	普通	4	160			
	芸術	1	40			
沼津城北	普通	3	120			

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程					
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員			
沼津工業	機械	5	200	工業技術	1	40			
	電気								
	電子ロボット								
	建築								
	都市環境工学								
沼津商業	情報ビジネス	2	80						
	総合ビジネス	3	120						
吉原	普通	4	160						
	国際	1	40						
吉原工業	機械	5	200						
	電子機械								
	電気電子								
	システム化学								
	数理工学								
富士	普通	6	240				普通	1	40
	理数	1	40						
富士東	普通	5	200						
富士宮東	普通	4	160				普通	1	40
	福祉	1	40						
富士宮北	普通	3	120						
	商業	2	80						
富士宮西	普通	4	160						
富岳館	総合	5	200						
清水東	普通	6	240	普通	1	40			
	理数	1	40						
清水西	普通	5	200						
清水南	普通	3	120(*1)						
	芸術	1	40(*1)						

(\*1)ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
科学技術	機械工学	1	40	工業技術	1	40
	ロボット工学	1	40			
	電気工学	1	40			
	情報システム	1	40			
	建築デザイン	1	40			
	都市基盤工学	1	40			
	電子物質工学	1	40			
	理工	1	40			
静岡	普通	7 → 8	280→320	普通	1	40
静岡城北	普通	5	200			
	グローバル	1	40			
静岡東	普通	7	280			
静岡西	普通	4	160			
駿河総合	総合	6	240			
静岡農業	生物生産	2	80			
	生産流通					
	環境科学	2	80			
	食品科学	2	80			
	生活科学					
静岡商業	情報処理	2	80			
	商業	4	160			
焼津中央	普通	7	280			
焼津水産	栽培漁業	1	40			
	海洋科学	2	80			
	食品科学	1	40			
	流通情報	1	40			
清流館	普通	5 → 4	200→160			
	福祉	1	40			
藤枝東	普通	7	280			
藤枝西	普通	4	160			
藤枝北	総合	5 → 4	200→160			
島田	普通	5	200			

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程					
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員			
島田工業	機械	3	120						
	電気								
	情報電子								
	建築	2	80						
	都市工学								
島田商業	商業	5	200	商業	1	40			
川根	普通	2	80						
榛原	普通	4	160				普通	1	40
	理数	1	40						
相良	普通	2	80						
	商業	1	40						
掛川東	普通	5	200						
掛川西	普通	7	280						
	理数	1	40						
掛川工業	機械	1	40						
	電子機械	1	40						
	情報技術	1	40						
	環境設備	1	40						
	電子電気	1	40						
横須賀	普通	3	120						
池新田	普通	3	120						
小笠	総合	5	200						
遠江総合	総合	6 → 5	240→200						
袋井	普通	7	280						
袋井商業	商業	4	160						
磐田南	普通	6 → 7	240→280				普通	1	40
	理数	1	40						
磐田北	普通	5	200						
	福祉	1	40						

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
磐田農業	生産科学	1	40			
	生産流通	1	40			
	環境科学	1	40			
	食品科学	1	40			
	生活科学	1	40			
磐田西	普通	4	160			
	総合ビジネス	2	80			
天竜	森林・環境	1	40			
	総合	4	160			
春野校舎	普通	1	35			
浜松北	普通	8	320			
	国際	1	40			
浜松西	普通	6	240(*2)			
浜松南	普通	7 → 8	280→320			
	理数	1	40			
浜松湖東	普通	7	280			
浜松湖南	普通	7	280			
	英語	1	40			
浜松江之島	普通	4	160			
	芸術	1	40			
浜松東	普通	3 → 4	120→160			
	情報ビジネス	2	80			
	総合ビジネス	2	80			
浜松大平台	総合	4	160	普通	5	200
浜松工業	機械	2	80	工業技術	1	40
	電気	1	40			
	情報技術	1	40			
	建築	1	40			
	土木	1	40			
	デザイン	1	40			
	システム化学	1	40			
	理数工学	1	40			

(\*2)ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。



区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程					
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員			
浜松城北工業	機械	3	120						
	電子機械	1	40						
	電気	1	40						
	電子	2	80						
浜松商業	情報処理	2	80						
	商業	6	240						
浜名	普通	9	360				普通	1	40
浜北西	普通	7	280						
浜松湖北	普通	4	160						
	産業マネジメントⅠ	1	40						
	産業マネジメントⅡ	2	80						
	産業マネジメントⅢ	1	40						
佐久間分校	普通	1	40						
新居	普通	5 → 4	200→160	普通	1	40			
湖西	普通	4	160						
三島長陵							普通	5	200
静岡中央							普通	6	240

計		450 →446	17,980 →17,830
---	--	-------------	-------------------

	33	1,320
--	----	-------

## 2 通信制の課程

学校名	学科名	定員
静岡中央	普通	1,000

## 3 専攻科

学校名	学科名	定員
焼津水産	航海工学	15

別紙2

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程					定 時 制 の 課 程						所在地	
	学 科	生 徒 定 員				学科	昼 夜 別	生 徒 定 員					
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年		計
静岡県立下田 高等学 校	普 通 理 数	160 40	160 40	160 40	480 120	普 通	夜	40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南伊豆分校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
静岡県立松崎 高等学 校	普 通	80	80	80	240								賀茂郡松崎町桜 田188
静岡県立稲取 高等学 校	普 通	80	80	80	240								賀茂郡東伊豆町 稲取3012-2
静岡県立伊東 高等学 校	普 通	120	120	120	360	普 通	夜	40	40	40	40	160	伊東市岡入の道 1229-3
城ヶ崎分校	普 通	40	40	40	120								伊東市八幡野 1120
静岡県立伊東 商業高等学 校	総合ビジネス	80	80	120	280								伊東市吉田748 -1
静岡県立熱海 高等学 校	普 通	80	80	80	240								熱海市下多賀字 向山1484-22
静岡県立伊豆 総合高等学 校	工 業	80	80	80	240								伊豆市牧之郷 892
土肥分校	普 通	35	35	35	105								伊豆市土肥870 -1
静岡県立菫山 高等学 校	普 通 理 数	240 40	240 40	240 40	720 120								伊豆の国市菫山 菫山229
静岡県立伊豆 中央高等学 校	普 通	200	200	200	600								伊豆の国市寺家 970-1
静岡県立田方 農業高等学 校	生産科学	} 80	40	40	} 240								田方郡函南町塚 本961
	園芸デザイン		40	40									
	動物科学	40	40	120									
	食品科学	} 80	40	40	} 240								
ライフデザイン	40		40										
静岡県立三島 北高等学 校	普 通	280	280	280	840								三島市文教町一 丁目3-18

静岡県立御殿場高等学校	創造工学	80	80	80	240												御殿場市御殿場 192-1	
	創造ビジネス	40	40	80	160													
	生活創造デザイン	40	40	40	120													
静岡県立御殿場南高等学校	普通	160	160	160	480												御殿場市新橋 1450	
静岡県立小山高等学校	普通	120	120	120	360	普通	夜	40	40	40	40	160					駿東郡小山町竹 之下369	
静岡県立沼津西高等学校	普通 芸術	160 40	160 40	200 40	520 120												沼津市本字千本 1910-9	
静岡県立沼津城北高等学校	普通	120	120	120	360												沼津市岡一色 875	
静岡県立沼津工業高等学校	機械	200	40	40	600	工業 技術	夜	40	40	40	40	160					沼津市下香貫八 重129-1	
	電気		40	40														
	建築		40	40														
	電子ロボット		40	40														
都市環境工学	40	40																
静岡県立沼津商業高等学校	情報ビジネス	80	80	80	240													駿東郡清水町徳 倉1205
	総合ビジネス	120	120	120	360													
静岡県立吉原高等学校	普通	160	160	160	480													富士市今泉2160
	国際	40	40	40	120													
静岡県立吉原工業高等学校	機械	200	40	40	600													富士市比奈2300
	電子機械		40	40														
	電気電子		40	40														
	システム化学		40	40														
数理工学	40	40																
静岡県立富士高等学校	普通	240	240	240	720	普通	夜	40	40	40	40	160						富士市松本17
	理数	40	40	40	120													
静岡県立富士東高等学校	普通	200	200	240	640													富士市今泉2921
静岡県立富士宮東高等学校	普通	160	160	160	480	普通	夜	40	40	40	40	160						富士宮市小泉 1234
	福祉	40	40	40	120													
静岡県立富士宮北高等学校	普通	120	120	120	360													富士宮市宮北町 230
	商業	80	80	80	240													
静岡県立富士宮西高等学校	普通	160	160	200	520													富士宮市淀師 1550
静岡県立清水東高等学校	普通	240	240	240	720	普通	夜	40	40	40	40	160						静岡市清水区秋 吉町5-10
	理数	40	40	40	120													
静岡県立清水西高等学校	普通	200	200	240	640													静岡市清水区青 葉町5-1
静岡県立清水南高等学校	普通	120	120	120	360													静岡市清水区折 戸三丁目2-1
	芸術	40	40	40	120													

静岡県立科学技術高等学校	機械工学	40	40	40	120	工業技術	夜	40	40	40	40	160	静岡市葵区長沼500-1
	電気工学	40	40	40	120								
	ロボット工学	40	40	40	120								
	電子物質工学	40	40	—	80								
	情報システム	40	40	40	120								
	建築デザイン	40	40	40	120								
	都市基盤工学	40	40	40	120								
	電子工学	—	—	40	40								
	物質工学	—	—	40	40								
理工	40	40	40	120									
静岡県立静岡高等学校	普通	320	280	320	920	普通	夜	40	40	40	40	160	静岡市葵区長谷町66
静岡県立静岡城北高等学校	普通	200	200	240	640								静岡市葵区北安東二丁目3-1
	グローバル	40	40	—	80								
	国際	—	—	40	40								
静岡県立静岡東高等学校	普通	280	280	280	840								静岡市葵区川合三丁目24-1
静岡県立静岡西高等学校	普通	160	160	200	520								静岡市葵区牧ヶ谷680-1
静岡県立静岡農業高等学校	生物生産	80	40	40	240								静岡市葵区古庄三丁目1-1
	生産流通		40	40									
	環境科学	80	80	80	240								
	食品科学	80	40	40	240								
生活科学	40		40										
静岡県立静岡商業高等学校	情報処理	80	80	80	240								静岡市葵区田町七丁目90
	商業	160	160	200	520								
静岡県立焼津中央高等学校	普通	280	280	280	840								焼津市小土157-1
静岡県立焼津水産高等学校	栽培漁業	40	40	40	120								焼津市焼津五丁目5-2
	海洋科学	80	80	80	240								
	食品科学	40	40	40	120								
	流通情報	40	40	40	120								
静岡県立清流館高等学校	普通	160	200	200	560								焼津市上新田292-1
	福祉	40	40	40	120								
静岡県立藤枝東高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160	藤枝市天王町一丁目7-1
静岡県立藤枝西高等学校	普通	160	160	200	520								藤枝市城南二丁目4-6
静岡県立島田高等学校	普通	200	200	200	600								島田市稲荷一丁目7-1
静岡県立島田工業高等学校	機械	120	40	40	360								島田市阿知ヶ谷201
	電気		40	40									
	情報電子		40	40									
	建築	40	40	240									
都市工学	80	40	40										

静岡県立島田商業高等学校	商業	200	—	—	200	商業	夜	40	40	40	40	160	島田市祇園町8707
	情報ビジネス 総合ビジネス	—	40	40	80								
静岡県立金谷高等学校	普通	—	70	70	140								島田市金谷根岸町35
静岡県立川根高等学校	普通	80	80	80	240								榛原郡川根本町徳山1644-1
静岡県立榛原高等学校	普通 理数	160 40	160 40	160 40	480 120	普通	夜	40	40	40	40	160	牧之原市静波850
静岡県立相良高等学校	普通 商業	80 40	80 40	80 80	240 160								牧之原市波津1700-3
静岡県立掛川西高等学校	普通 理数	280 40	280 40	280 40	840 120								掛川市城西一丁目1-6
静岡県立掛川工業高等学校	機械	40	40	40	120								掛川市葵町15-1
	電子機械	40	40	40	120								
	情報技術	40	40	40	120								
	環境設備	40	40	40	120								
静岡県立横須賀高等学校	普通	120	120	160	400								掛川市横須賀1491-1
静岡県立池新田高等学校	普通	120	120	160	400								御前崎市池新田2907-1
静岡県立袋井高等学校	普通	280	280	280	840								袋井市愛野2446-1
静岡県立袋井商業高等学校	商業	160	160	160	480								袋井市久能2350
静岡県立磐田南高等学校	普通 理数	280 40	240 40	280 40	800 120	普通	夜	40	40	40	40	160	磐田市見付3084
静岡県立磐田北高等学校	普通 福祉	200 40	200 40	240 40	640 120								磐田市見付2031-2
静岡県立磐田農業高等学校	生産科学	40	40	40	120								磐田市中泉168
	生産流通	40	40	40	120								
	環境科学	40	40	40	120								
	食品科学 生活科学	40 40	40 40	40 40	120 120								
静岡県立磐田西高等学校	普通 総合ビジネス	160 80	160 80	160 80	480 240								磐田市中泉2680-1
静岡県立天竜高等学校	森林・環境	40	40	—	80								浜松市天竜区二俣町二俣601
	環境 森林	— —	— —	40 40	40 40								
春野校舎	普通	35	35	35	105								浜松市天竜区春野町堀之内284

静岡県立浜松北高等学校	普通国際	320 40	320 40	360 40	1000 120	普通	夜	40	40	40	40	160	浜松市中区広沢一丁目30-1
静岡県立浜松西高等学校	普通	240	240	240	720								浜松市中区西伊場町3-1
静岡県立浜松南高等学校	普通数理	320 40	280 40	280 40	880 120								浜松市南区米津町961
静岡県立浜松湖東高等学校	普通	280	280	280	840								浜松市西区大人見町3600
静岡県立浜松湖南高等学校	普通英語	280 40	280 40	280 40	840 120								浜松市西区馬郡町3791-1
静岡県立浜松江之島高等学校	普通芸術	160 40	160 40	200 40	520 120								浜松市南区江之島町630-1
静岡県立浜松東高等学校	普通	160	120	160	440								浜松市東区笠井新田町1442
	情報ビジネス	80	80	80	240								
	総合ビジネス	80	80	80	240								
静岡県立浜松工業高等学校	機械	80	80	80	240	工業技術	夜	40	40	40	40	160	浜松市北区初生町1150
	電気	40	40	40	120								
	情報技術	40	40	40	120								
	建築	40	40	40	120								
	土木	40	40	40	120								
	デザイン	40	40	40	120								
	システム化学	40	40	40	120								
理数工学	40	40	40	120									
静岡県立浜松城北工業高等学校	機械	120	120	120	360								浜松市中区住吉五丁目16-1
	電子機械	40	40	40	120								
	電気	40	40	40	120								
	電子	80	80	80	240								
静岡県立浜松商業高等学校	情報処理	80	80	80	240								浜松市中区文丘町4-11
	商業	240	240	240	720								
静岡県立浜松名高等学校	普通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160	浜松市浜北区西美茵2939-1
静岡県立浜松西高等学校	普通	280	280	320	880								浜松市浜北区新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普通	160	160	160	480								浜松市北区引佐町金指1428
	産業マネジメントⅠ	40	40	40	120								
	産業マネジメントⅡ	80	80	80	240								
佐久間分校	産業マネジメントⅢ	40	40	40	120								浜松市天竜区佐久間町中部683-1
普通	40	40	40	120									
静岡県立新居高等学校	普通	160	200	200	560	普通	夜	40	40	40	40	160	湖西市新居町内山2036
静岡県立湖西高等学校	普通	160	160	200	520								湖西市鷺津1510-2

2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	320					伊豆市牧之郷892
静岡県立三島南高等学校	普 通	600					三島市大場608
静岡県立裾野高等学校	総 合	560					裾野市佐野900-1
静岡県立沼津東高等学校	普 通 理 数	720 120					沼津市岡宮812
静岡県立富岳館高等学校	総 合	640					富士宮市弓沢町732
静岡県立駿河総合高等学校	総 合	760					静岡市駿河区有東 三丁目4-17
静岡県立藤枝北高等学校	総 合	560					藤枝市郡970
静岡県立掛川東高等学校	普 通	600					掛川市南西郷1357
静岡県立小笠高等学校	総 合	640					菊川市東横地1222-3
静岡県立遠江総合高等学校	総 合	680					周智郡森町森2085
静岡県立天竜高等学校	総 合	480					浜松市天竜区二 俣町二俣601
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	800			浜松市西区大平台 四丁目25-1
静岡県立三島長陵高等学校			普 通	800			三島市文教町一丁目 3-93
静岡県立静岡中央高等学校			普 通	960	普 通	4000	静岡市葵区城北 二丁目29-1

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(件名)

**令和 4 年度県立高等学校生徒募集計画  
県立高等学校学則の一部を改正する規則**

(高校教育課)

**1 令和 4 年度県立高等学校生徒募集計画について（別紙 1）**

次年度の高等学校の生徒募集計画は、各地区の中学校卒業予定者数や進学状況の実績等を集計・分析し、私学関係者その他関係機関と連携を保ちつつ策定している。

**【今回のポイント】**

- (1) 令和 4 年 3 月の県内中学校卒業予定者数を 32,763 人（前年度実績 32,062 人）と推測し、うち全日制の課程、定時制の課程及び高等専門学校等への進学者を 30,820 人と見込んだ。このうち、高等学校全日制の課程への入学予定者数を公私立合わせて 29,969 人と見込み、公立が概ね 3 分の 2 を受け入れることとし、公立高等学校全日制の課程の募集定員を 19,190 人とした。
- (2) 学級定員は、長期欠席生徒選抜実施校 2 校 2 学級（県立伊豆総合高等学校土肥分校普通科 1 学級、県立天竜高等学校春野校舎普通科 1 学級）を 35 人とし、他のすべての学級について 40 人とした。
- (3) 県立高等学校全日制の課程における募集学級数は 446 学級であり、前年度（450 学級）に比べて 4 学級減である。なお、参考として、市立高等学校を含む公立高等学校全日制の課程における募集学級数は 480 学級であり、前年度（484 学級）に比べ 4 学級減である。

**2 県立高等学校学則の一部を改正する規則について（別紙 2）**

高等学校の学科及び生徒定員は、県立高等学校学則にて定められており、上記生徒募集計画及び 7 月 27 日の定例会で議決した学科改善の内容を踏まえ、所要の改正を行う。

**3 今後のスケジュール**

定例会で議決後、記者提供を行い公表するとともに、教育事務所、市町教育委員会、中学校等へ伝達・周知を行う。



令和 4 年度 静岡県立高等学校募集計画 総括表

	令和 3 年度	令和 4 年度	増減
中卒者	32,062 人	32,763 人	+701 人
高等学校数	90 校	90 校	増減なし
県立	85 校	85 校	増減なし
<参考>市立	5 校	5 校	増減なし
全日制募集定員	19,340 人	19,190 人	-150 人
・学級数	484 学級	480 学級	-4 学級
県立	17,980 人	17,830 人	-150 人
446 学級(40 人)	450 学級	446 学級 <sup>※1</sup>	-4 学級
4 学級(35 人)	4 学級(35 人)	444 学級(40 人)	-2 学級
2 学級(35 人)	2 学級(35 人)	2 学級(35 人)	-2 学級
<参考>市立	1,360 人	1,360 人	増減なし
34 学級	34 学級	34 学級	増減なし
定時制募集定員	1,320 人	1,320 人	増減なし
・学級数	33 学級	33 学級	増減なし
学年制による定時制	680 人	680 人	増減なし
県立	17 学級	17 学級	増減なし
単位制による定時制	640 人	640 人	増減なし
県立	16 学級	16 学級	増減なし
通信制募集定員	1,000 人	1,000 人	増減なし

※1 うち、長期欠席生徒選抜実施校の伊豆総合高校土肥分校の普通科及び天竜高校春野校舎の普通科（2校2学級）の学級定員は35人

<令和 4 年度生徒募集計画において募集定員に変更がある県立高等学校>

全日制の課程

学校名	学校全体の学級数変化(増減)	学校名	学校全体の学級数変化(増減)
伊豆総合高校	5→4 学級(総合学科-1)	磐田南高校	7→8 学級(普通科+1)
裾野高校	5→4 学級(総合学科-1)	遠江総合高校	6→5 学級(総合学科-1)
静岡高校	7→8 学級(普通科+1)	浜松南高校	8→9 学級(普通科+1)
金谷高校 <sup>※2</sup>	2→0 学級(普通科-2)	浜松東高校	7→8 学級(普通科+1)
藤枝北高校	5→4 学級(総合学科-1)	新居高校	5→4 学級(普通科-1)
清流館高校	6→5 学級(普通科-1)		

※2 令和 4 年度から募集停止

白  
紙

## 第 21 号議案

「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針」の策定

「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針」を別紙（別冊）のとおり策定する。

令和 3 年 11 月 4 日提出

静岡県教育委員会教育長

白  
紙

【案】

静岡県立夜間中学  
(ナイト・スクール・プログラム)  
設置基本方針

令和3年11月

静岡県教育委員会

※ 目次

<b>第1章</b>	<b>夜間中学の概要及び動向</b>	
1	夜間中学の概要.....	1
2	全国の動向.....	1
	(1) 国の動向	
	(2) 都道府県の動向	
<b>第2章</b>	<b>静岡県における夜間中学設置の必要性</b>	
1	義務教育段階の学び直しが必要な人の状況.....	3
	(1) 義務教育未修了者の状況	
	(2) 不登校生徒の状況	
	(3) 日本語指導が必要な生徒の状況	
	(4) 在留外国人の状況	
2	静岡県における課題.....	6
	(1) 義務教育段階の学びの場の提供	
	(2) 高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供	
3	課題への対応策.....	7
4	夜間中学設置に向けた検討状況.....	7
	(1) 夜間中学設置の潜在的ニーズの確認	
	(2) 設置に向けた調査・研究	
5	「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）」の設置表明...	8

### 第3章 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本計画

1	開校年度.....	9
2	設置者.....	9
3	対象生徒.....	9
4	設置規模・手法.....	10
	（1）教場数及び設置場所	
	（2）開校手法	
	（3）学級編制	
	（4）学区	
	（5）ICTを活用した学びの充実	
5	給食.....	11
6	本人負担.....	11
7	今後の方向性.....	11

#### ※ 参考資料

資料1	夜間中学に関する政府方針等.....	13
資料2	平成30年度夜間中学ニーズ調査.....	16
資料3	令和2年度夜間中学ニーズ調査.....	19
資料4	静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム） 設置検討有識者会議.....	22

# 第1章 夜間中学の概要及び動向

## 1 夜間中学の概要

- ・ 中学校夜間学級（以下、「夜間中学」と言います。）は、様々な理由により義務教育を修了できなかった人（以下、「義務教育未修了者」と言います。）、不登校等の理由により実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を形式的に卒業した人（以下、「中学校形式的卒業生」と言います。）、日本や母国等で9年間の普通教育を修了せずに学齢<sup>①</sup>を超過した外国籍の人を対象とする学校です。
- ・ 夜間中学では、教員免許を持つ中学校教員により授業が行われ、全課程を修了することで、中学校卒業資格を得ることができます。
- ・ 中学校形式的卒業生は、夜間中学を卒業することで、再度、中学校卒業資格を得ることができます。

## 2 全国の動向

### (1) 国の動向

- ・ 戦後の混乱期には、生活困窮等の理由で、昼間に就労や家事手伝い等をしなければならなかった学齢の生徒が多くいました。夜間中学は、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級です。
- ・ 昭和30年頃には、夜間中学は、全国に80校以上ありました。しかし、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴い減少してきました。
- ・ 近年では、中学校形式的卒業生や在留外国人の増加等により、義務教育段階の学び直しの場の必要性が再び高まってきています。
- ・ 平成28年に、近年の義務教育段階の学び直しの場の必要性から、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」と言います。）が制定・施行されました。
- ・ 平成29年に、教育機会確保法に基づく基本方針が策定され、「全都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう推進する」と定められました。
- ・ 令和3年の第204回通常国会では、菅内閣総理大臣が「夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置されることを目指す」と答弁しています。＜資料1＞

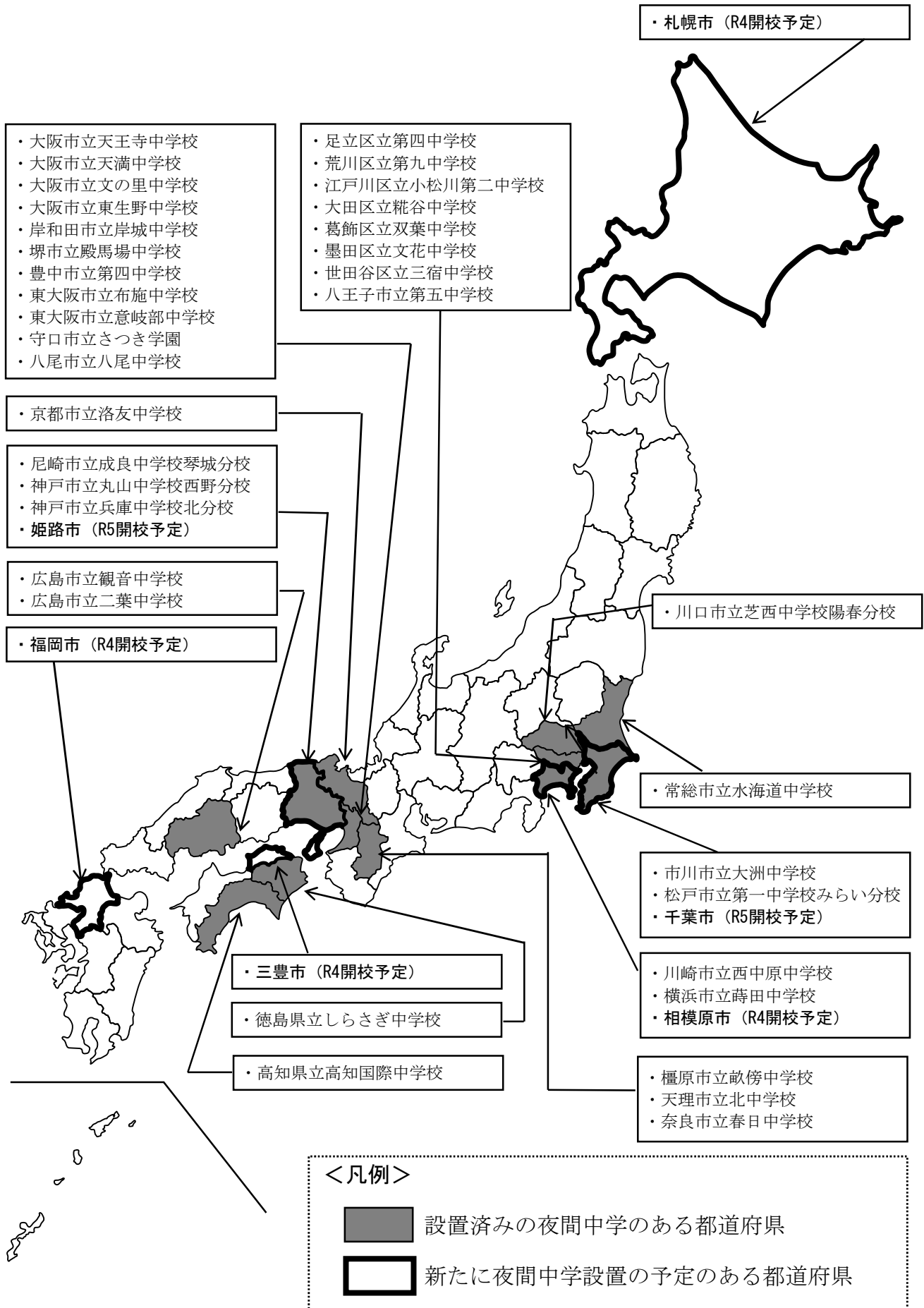
### (2) 都道府県の動向

- ・ 教育機会確保法施行時には、8都府県に31校の夜間中学が設置されていました。
- ・ 令和3年11月現在、12都府県30区市に計36校が設置されています。また、今後設置予定の自治体も増えるなど、全国的に夜間中学設置の動きが広がっています。【地図1】

<sup>①</sup> 4月1日現在で、6歳以上15歳未満の人を指します。



【地図 1】 全国の夜間中学設置状況（令和3年11月現在）



## 第2章 静岡県における夜間中学設置の必要性

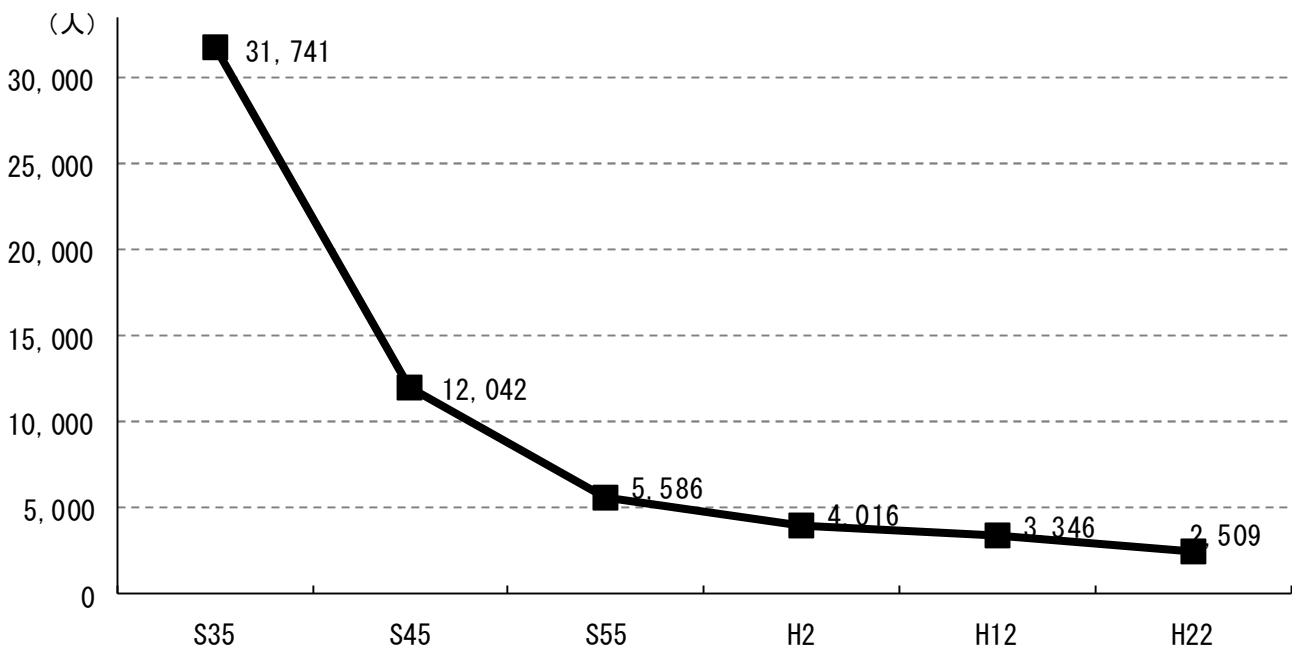
### 1 義務教育段階の学び直しが必要な人の状況

- ・義務教育段階の学び直しが必要な人は、義務教育未修了者、不登校生徒、日本語指導が必要な生徒、在留外国人に多いと考えられます。
- ・県内における、義務教育未修了者、不登校生徒、日本語指導が必要な生徒及び在留外国人の状況は、それぞれ次のとおりです。

#### (1) 義務教育未修了者の状況

- ・国勢調査では、10年ごとに義務教育未修了者数を調査しています。
- ・県内の義務教育未修了者数は、長期的には減少傾向で、平成22年には、2,509人がいました。**【表1】**
- ・国勢調査では、「小学校卒業後中学校に入学しなかった人」や「中学校を中退した人」の数は含まれていない<sup>②</sup>ため、義務教育未修了者数は国勢調査の結果よりも多いと考えられます。
- ・義務教育未修了者が県内の小中学校への入学を希望しても、現状では、県内の小中学校への就学は原則として認められていません。

【表1】 県内の義務教育未修了者数の推移



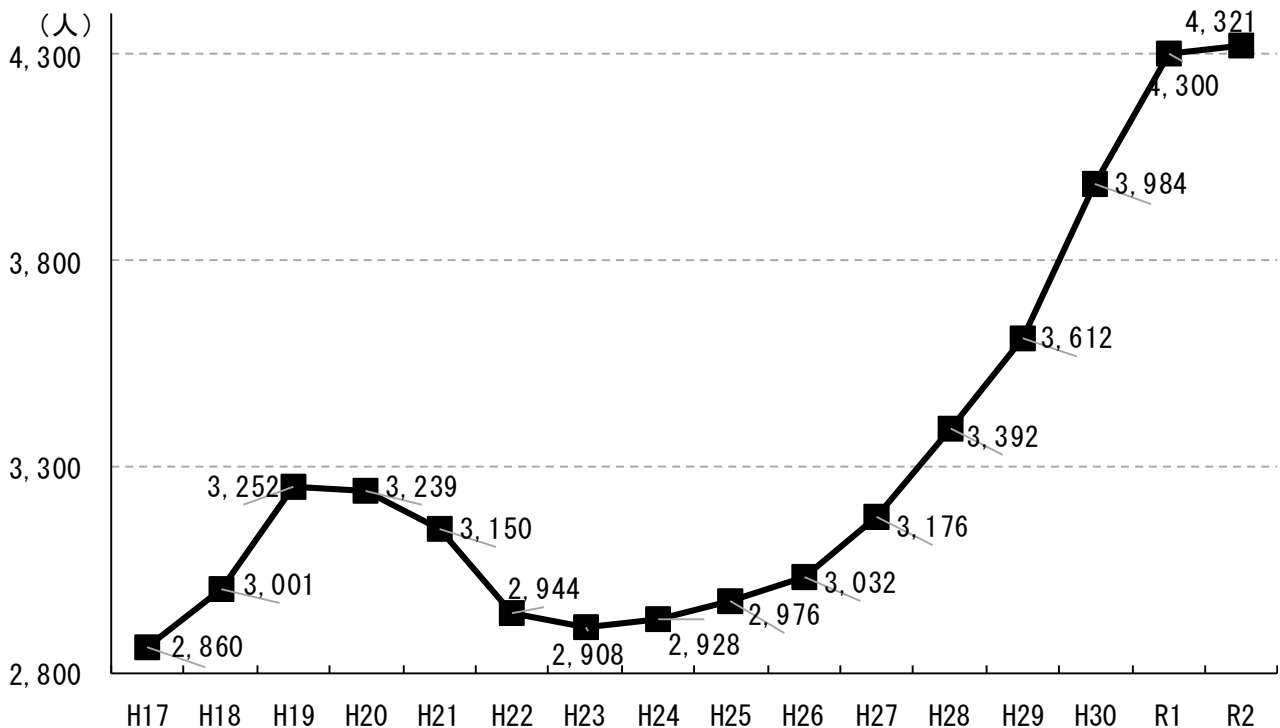
【出典】 総務省「国勢調査」

<sup>②</sup> 令和2年の国勢調査から、「小学校卒業後中学校に入学しなかった人」や「中学校を中退した人」の数も集計できるように回答の項目が変更されました。令和2年国勢調査の結果は現在集計中です。

## (2) 不登校生徒の状況

- ・文部科学省の調査<sup>③</sup>によれば、県内の中学校における不登校生徒数は、平成23年度以降年々増加しています。【表2】
- ・不登校生徒の学習に対しては、各中学校や市町教育委員会等において様々な形で学習支援を行っています。しかし、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校の配慮等により卒業（中学校形式的卒業）する生徒もいます。
- ・中学校形式的卒業者が、中学校への再入学を希望しても、現状では、県内の中学校への再入学は、認められていません。

【表2】 県内中学校の不登校生徒数の推移



【出典】 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(～H27)、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(H28～)

## (3) 日本語指導が必要な生徒の状況

- ・文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」<sup>④</sup>によれば、中学校における日本語指導が必要な生徒数は、平成26年度以降、増加しています。

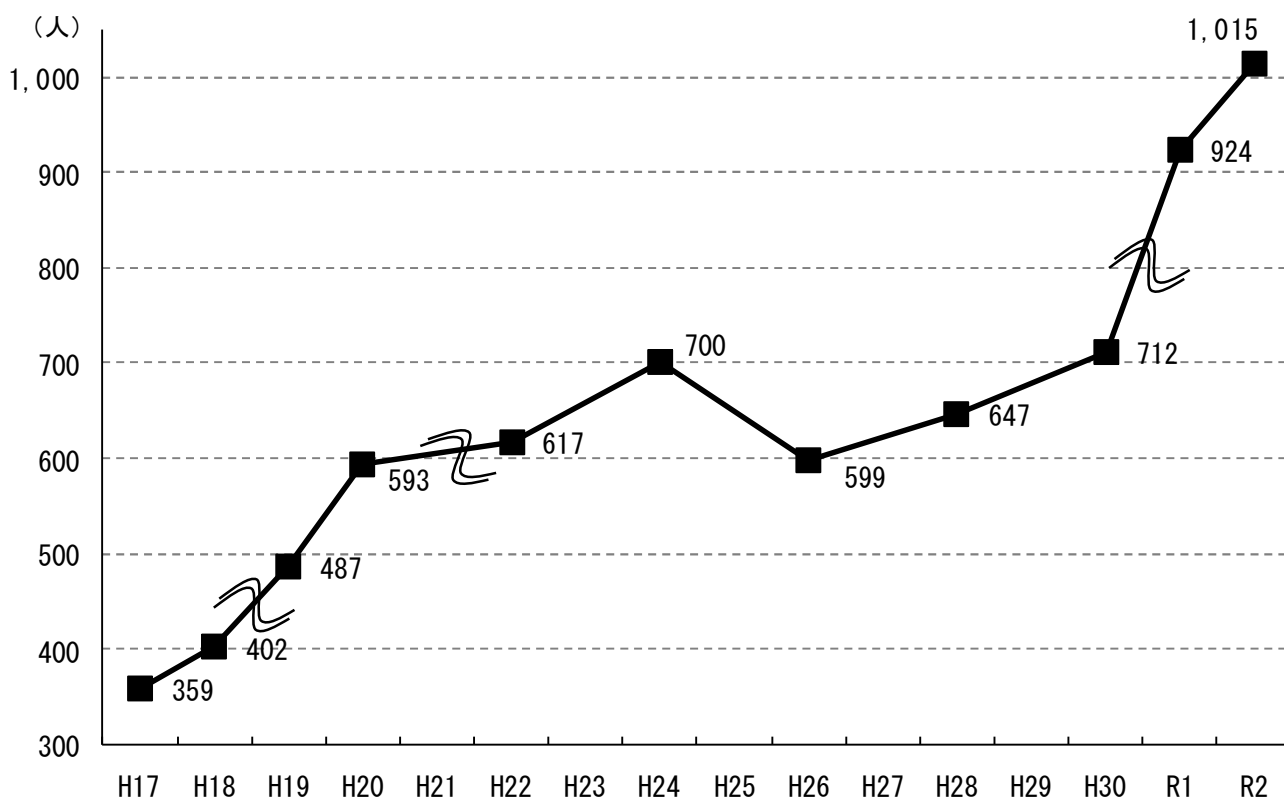
【表3】

<sup>③</sup> 文部科学省が平成28年度から毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」です。本調査は、平成27年度までは「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」として実施されていました。

<sup>④</sup> 平成20年度までは毎年実施、以降は隔年で実施しています。なお、令和2年度の調査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となりました。

- ・ 日常的な学校生活に必要な日本語の能力を獲得するためには通常1～2年、学年相当の各教科の学習に必要な日本語の能力を獲得するためには少なくとも5年が必要だと言われています。<sup>⑤</sup>
- ・ 各中学校では、日本語指導が必要な生徒に対し、特別の教育課程の編成等により対応していますが、日本語の理解が不十分であるために、各教科の学習内容が十分に理解できないまま中学校の配慮等により卒業（中学校形式的卒業）する生徒もいます。

【表3】県内の中学校において日本語指導が必要な生徒数



【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(～H30)<sup>⑥</sup>、静岡県「公立小・中学校児童生徒数及び学級数等調」・静岡市「小中学校学級編成表等調査」・浜松市「帰国・外国につながる児童生徒実態調査」(R1～)

#### (4) 在留外国人の状況

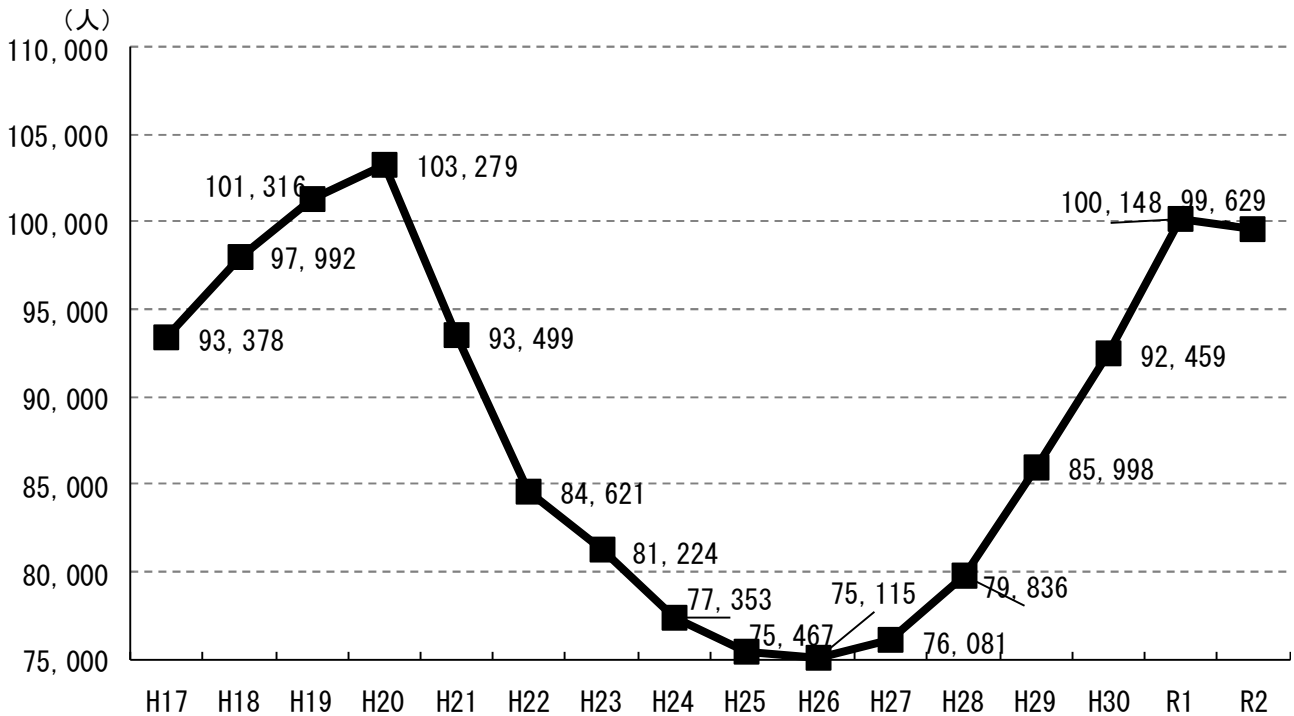
- ・ 法務省の在留外国人統計によれば、本県における在留外国人の数は、平成20年以降リーマンショックや東日本大震災等の影響により大きく減少しましたが、現在では平成20年の水準に戻りつつあります。【表4】

<sup>⑤</sup> 文部科学省 外国人児童生徒の総合的な学習支援事業「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」(平成26年)によります。

<sup>⑥</sup> 平成19年度から平成22年度までの調査は「日本語指導が必要な外国籍の生徒」に限っており、その前後の単純な比較はできません。

- ・在留外国人の中には、日本や母国等で9年間の普通教育を受けられなかった人や、十分に受けられないまま学齢を超過した人もいますが、学齢超過者の就学は、県内の小中学校では、原則として認められていません。また、国内の外国人学校（中学校相当）に通学している人もいますが、卒業しても中学校卒業とは認められていません。<sup>⑦</sup>

【表4】県内の在留外国人数の推移



【出典】法務省「在留外国人統計」

## 2 静岡県における課題

### (1) 義務教育段階の学びの場の提供

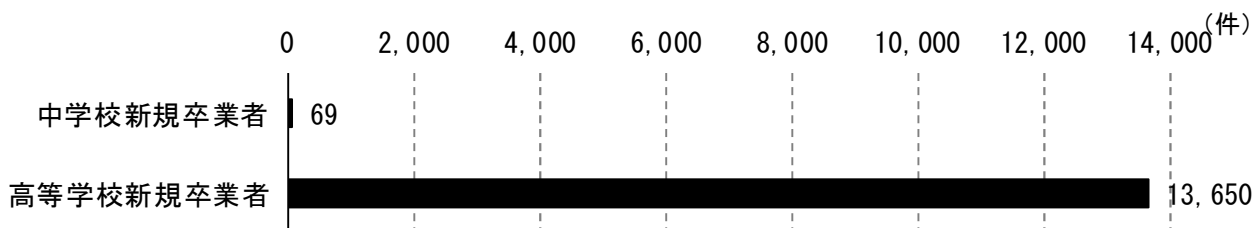
- ・県内において、義務教育未修了者や、海外で9年間の普通教育を受けられなかった学齢超過者、日本の外国人学校（中学校相当）卒業生等に対して提供されている学びの場は、生涯学習を目的としたものであり、学校での就学機会は提供されていません。
- ・教育機会確保法第3条第4項では、「義務教育未修了者に対する教育機会の確保等に関する基本理念」が掲げられ、同法第14条では「就学の機会の提供等」が規定されていますが、現状では、義務教育段階の学び直しのニーズがあっても、学習の機会を十分に提供できていない状況です。
- ・同法に基づき、義務教育段階の学び直しが必要な人で、学校への就学を希望する人に対し、就学の機会を提供する必要があります。

<sup>⑦</sup> 外国人学校は学校教育法に規定されている「中学校」ではなく、「各種学校」に分類されるためです。

## (2) 高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供

- ・県内の高等学校を受検するためには、ほとんどの場合、「中学校卒業（見込みを含む。）」、「海外での9年間の普通教育修了」、「中学校卒業程度認定試験合格」のいずれかの条件を満たしている必要があります。
- ・県内の中学校では、原則として学齢超過者を受け入れていません。義務教育未修了者や、海外で9年間の普通教育未修了の学齢超過者、日本の外国人学校（中学校相当）卒業生等は、中学校で学び直すことができないため、県内の高等学校への進学を希望しても、進路は大きく制限されます。
- ・中学校新規卒業生の求人数は、高等学校新規卒業生の求人数と比較し、非常に少なくなっています。【表5】
- ・中学校で学び直すことができず、高等学校進学の手がかりが限られると、就業可能な職種等も制限され、就労の選択肢が制限されてしまいます。このことは、県内産業の発展にとってもマイナスの効果となっています。
- ・義務教育段階の学び直しが必要な人に対し、進路の選択肢を広げ、県内で活躍する人材の育成を図る必要があります。

【表5】令和3年3月中学校及び高等学校新規卒業生に対する県内の求人数



【出典】静岡労働局職業安定部職業安定課「令和3年3月中学校新規卒業生の職業紹介状況（令和3年6月末現在）」、「令和3年3月高校新規卒業生の職業紹介状況（令和3年6月末現在）」

## 3 課題への対応策

- ・本県は、「教育で選ばれる静岡県」を目指しています。そのために、多様な学習ニーズを受け入れる体制をハード面、ソフト面の両面から整備しています。これにより、誰もが活躍できる社会の実現や、県内産業に有用な人材確保や育成にもつながると考えています。
- ・多様な学習ニーズに応える場として、また、教育機会確保法が定める就学の機会を確保するためには、夜間中学の設置が有効であると考え、静岡県教育委員会では、夜間中学の設置について検討を行うこととしました。

## 4 夜間中学設置に向けた検討状況

### (1) 夜間中学設置の潜在的ニーズの確認

- ・県内に夜間中学を設置する必要性の有無を検討するため、平成30年度にニーズ調査を

行いました。

- ・調査は、不登校・ひきこもり支援団体や公益財団法人静岡県国際交流協会等の協力を得て、義務教育段階の学び直しが必要と思われる人を対象に、ヒアリング形式で実施しました。＜資料2＞
- ・調査の結果、夜間中学への潜在的ニーズを確認できたため、夜間中学の設置に向け、具体的に検討していくこととしました。

## (2) 設置に向けた調査・研究

- ・夜間中学設置のニーズが明らかになったため、具体的な設置に向けて調査・研究を行いました。

### ア 市町での設置に関する調査・研究

- ・令和元年度に、市町教育委員会を対象に夜間中学の必要性や平成30年度に実施したニーズ調査の結果を伝える研修会を実施しました。その上で、夜間中学設置についての意向調査を行いました。
- ・意向調査で1市が設置意向を表明したことから、当該市と具体的な設置に向けた調査・研究を行いました。
- ・調査・研究の結果、市町単独での設置では、入学者の継続的な確保や、本県の広域に存在するニーズに対応することは難しいことが明らかになりました。
- ・そのため、県民のニーズはあるものの、単独で設置可能な市町は県内にないことが判明しました。

### イ 県立での設置の検討

- ・これまでの検討結果を踏まえ、本県は「県立での夜間中学の設置」に向け、具体的な検討を行うこととしました。
- ・平成30年度ニーズ調査は調査対象を限定した調査であったため、県立での設置を含めて検討するために、県内全域を対象にアンケート形式で、令和2年度に再度ニーズ調査を行いました。＜資料3＞
- ・この調査の結果、県内の広域に夜間中学のニーズがあることが判明し、県立で夜間中学を設置する必要性が明らかになりました。

## 5 「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）」の設置表明

- ・これまでの調査・研究等を踏まえ、本県は、「誰もが学び活躍することができる『ふじのくに』の形成」に向け、新たな学びの場、学び直しを確保し、全ての在住者に義務教育の機会を保障する「『静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）』を令和5年4月に設置すること」を、令和3年2月に表明しました。

## 第3章 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本計画

- ・静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置の基本計画は以下のとおりです。
- ・設置計画の検討にあっては、本県の実態にあった夜間中学とするため、専門家や支援機関等で構成する有識者会議を開き、意見を伺いました。＜資料4＞

### 1 開校年度

令和5年4月に開校します。

- ・できるだけ早期に、全ての在住者に義務教育の機会を保障できるよう、令和5年4月に開校します。

### 2 設置者

夜間中学は、県が設置します。

- ・夜間中学の入学希望者は、県内の広域に在住しているため、生徒を広域で受け入れることが望ましいと考え、県立で夜間中学を設置します。

### 3 対象生徒

静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人を対象生徒とします。

- ①日本や海外において9年間の普通教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人
- ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人

- ・居住地は、国の方針を受け、各都道府県において夜間中学の設置が求められていること、また、県民のための義務教育の機会を保障することを目的として設置することから、県内在住者を対象とします。
- ・①及び②の入学対象者は、教育機会確保法第14条に基づき、決定しました。
- ・学齢生徒の入学は、各市町において不登校支援の充実を図っていることから、対象外とします。



## 4 設置規模・手法

### (1) 教場数及び設置場所

2教場を設置します。

本校：「天平のまち」3階内（磐田市中泉1丁目6番地16）

分教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内（三島市文教町1丁目3番93号）

- ・本校1教場に加え、本校とは別の地区に、本校に属する分教室1教場の計2教場を設置します。
- ・設置をする市町や具体的な設置場所は、令和2年度夜間中学ニーズ調査結果、交通の利便性、入学対象者の分布状況、他の県立夜間中学の設置状況等を基に、総合的に判断をして決定しました。
- ・2教場の形態とすることで、県内広域のニーズに対応するほか、同じ教育方針の下で相互に連携した教育の実施を目指します。
- ・国では、「各都道府県及び政令市に1つ以上の夜間中学を目指している」ため、政令市での設置に向けて、設置主体、設置場所、設置形態を含めて政令市と協議を継続していきます。

### (2) 開校手法

開校年度は第1学年のみを開設し、3年間で第3学年まで年次進行で開設します。

- ・夜間中学は、中学校の学習内容を学ぶ場です。そのため、入学した生徒全員が中学校の各学年の教科等の内容を学ぶことができるようにします。

### (3) 学級編制

静岡式35人学級編制によります。

- ・静岡県の中学校では、生徒に対するきめ細かな学習指導及び生活指導を行う環境の充実を目指し、「静岡式35人学級編制」を実施しています。
- ・中学校に区分される夜間中学においても、「静岡式35人学級編制」を実施します。

### (4) 学区

全県1区とします。

- ・本校、分教室ともに学区は設けず、全県1区とします。
- ・本人の希望、居住地や勤務地等の生活状況に応じて、入学する教場を決定します。

## (5) ICTを活用した学びの充実

本校、分教室間で遠隔教育を実施し、より効果的かつ充実した学びを目指します。

- ・遠隔教育を実施することで、本校、分教室間で、専門性の高い教員の指導の下、教員と生徒、生徒同士の双方向の日常的なやりとりが可能となり、より多くの人から相互に学び合うことができます。

## 5 給食

給食は提供しません。(ただし、校内で食事をする時間を確保します。)

- ・他の都府県で先行設置されている夜間中学では、昼間仕事をし、終業後通学する生徒が多くいます。
- ・学校と仕事を両立できるよう、始業時刻及び終業時刻を設定するためには、十分な時間の確保が難しいことから、夜間中学では給食を提供しないこととしますが、在籍生徒の健康を守るため、校内で食事をする時間を確保します。

## 6 本人負担

- ・授業料、教科書代は無償です。
- ・入学検定料、入学料は徴収しません。
- ・教材費等は、実費を本人が負担します。

- ・授業料、教科書代は、法律に基づき、無償です。
- ・入学時に検定を行わないため、入学検定料は徴収しません。
- ・「静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例」に基づき、入学料は徴収しません。
- ・教材費等（ドリルやノート、学校行事等に関する経費等）は、本人の実費負担とします。

## 7 今後の方向性

夜間中学の運営の具体は、今後、静岡県教育委員会で検討し、決定します。

- ・入学や学校生活に関する詳細は、決まり次第、順次、静岡県教育委員会のホームページ等で公表します。

## 参 考 资 料

## 夜間中学に関する政府方針等

### 1 関係法令

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）  
（平成28年法律第105号）

（基本理念）

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（一～三 略）

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

（五 略）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

（3～4 略）

（就学の機会の提供等）

第14条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第15条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったものうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 2 文部科学省指針

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(抄)  
(平成29年3月31日文部科学省)

1、2 (略)

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

(中略)

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など

様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

### 3 国会答弁

○令和3年1月25日 第204回通常国会衆議院予算委員会

<質問(要旨)> 遠山 清彦 委員(公明・比例九州)

様々な事情から義務教育を受けられなかった方々、外国人の方々、不登校の子どもたちに学びの機会を提供する夜間中学を、来年度からの5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも1校を設置するという目標達成を目指していただきたい。

<答弁(全文)> 菅 義偉 内閣総理大臣

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

## 平成30年度夜間中学ニーズ調査

### 1 調査概要

目的	・県内において夜間中学を設置する必要があるかを検討するため潜在ニーズを掘り起こし、ニーズの有無を把握する。
調査期間	・平成30年8月24日～平成31年1月31日
実施方法	・県のひきこもり支援団体、公益財団法人静岡県国際交流協会に調査を委託して実施
主な調査項目	・年齢 ・居住市町 ・国籍 ・最終学歴 ・学び直し希望の有無 ・夜間中学入学希望の有無

### 2 調査結果

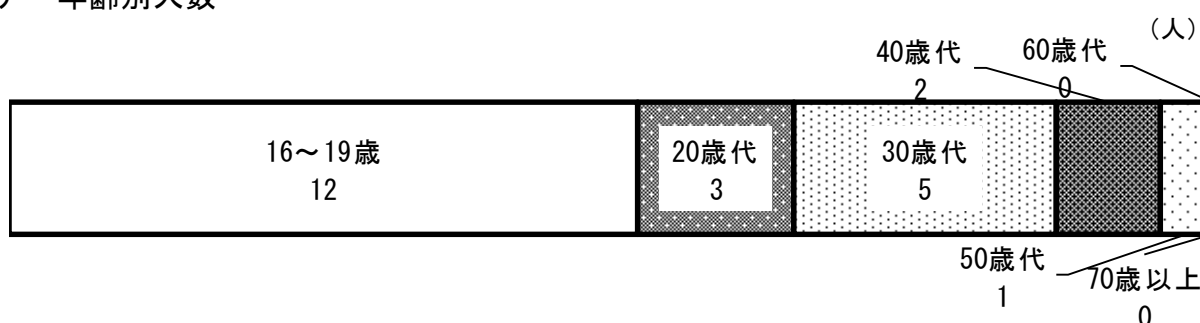
#### (1) 回答数

区分	人数(人)	備考
総回答数 A	108	
集計除外数 B	85	集計除外理由(複数理由あり) ・入学意思なし(38人) ・県外在住(1人) ・最終学歴が高等学校以上(52人)
入学対象者数 A-B	23	

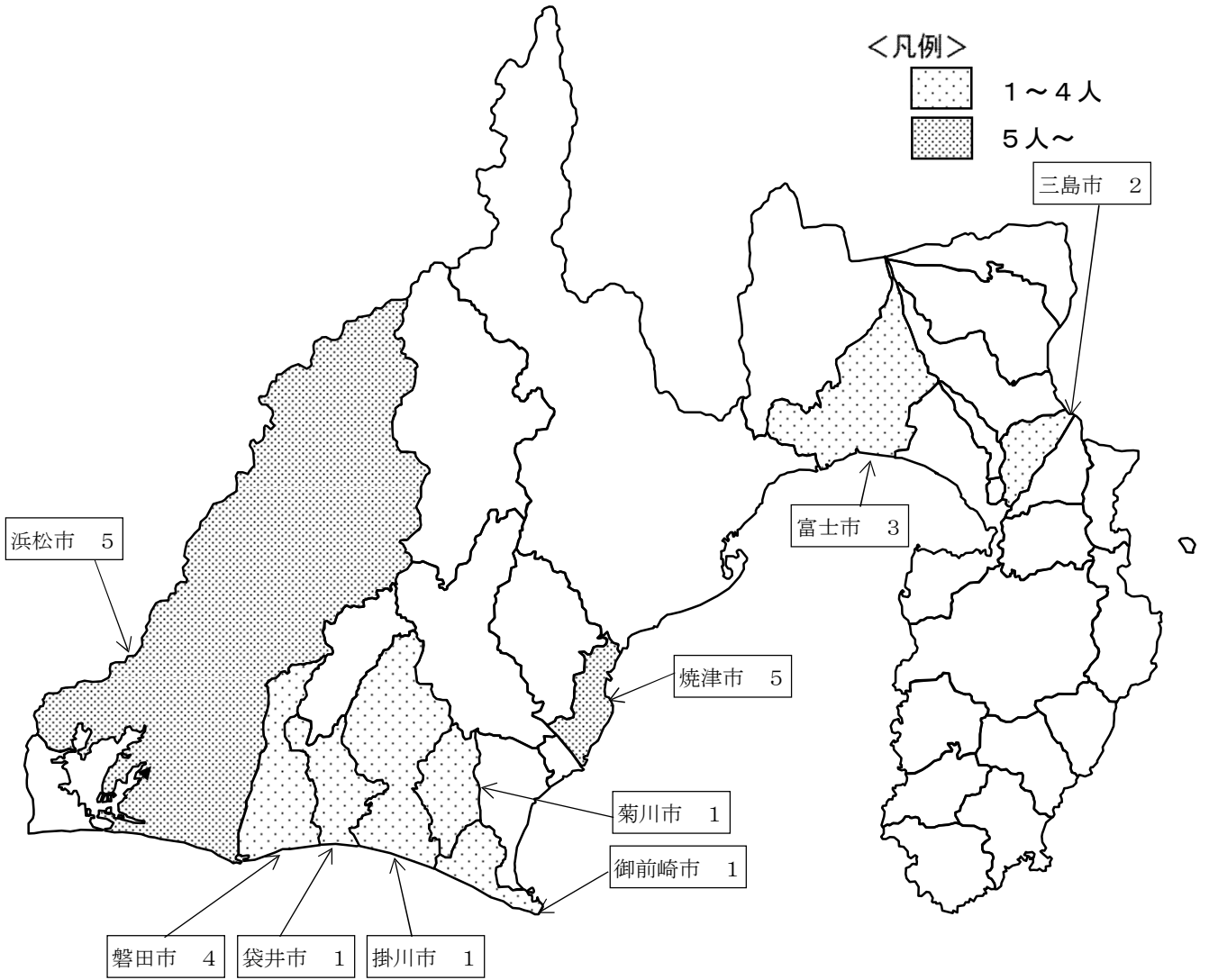
※入学対象者は県内在住の義務教育未修了者又は中学校形式的卒業者とした。

#### (2) 入学対象者の状況

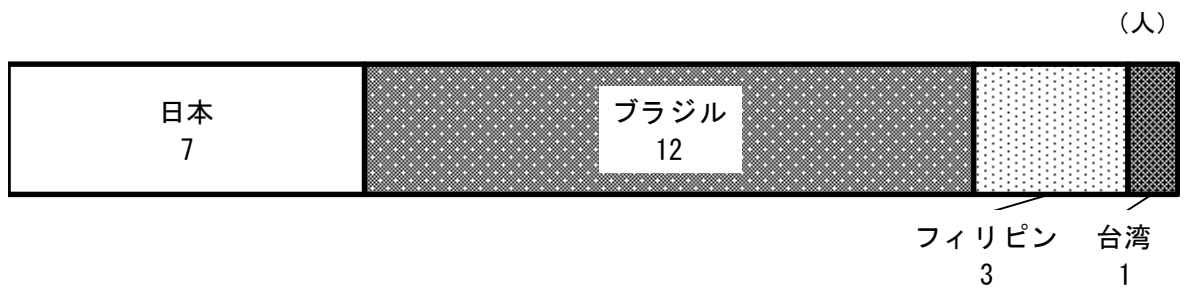
##### ア 年齢別人数



イ 居住市町別人数

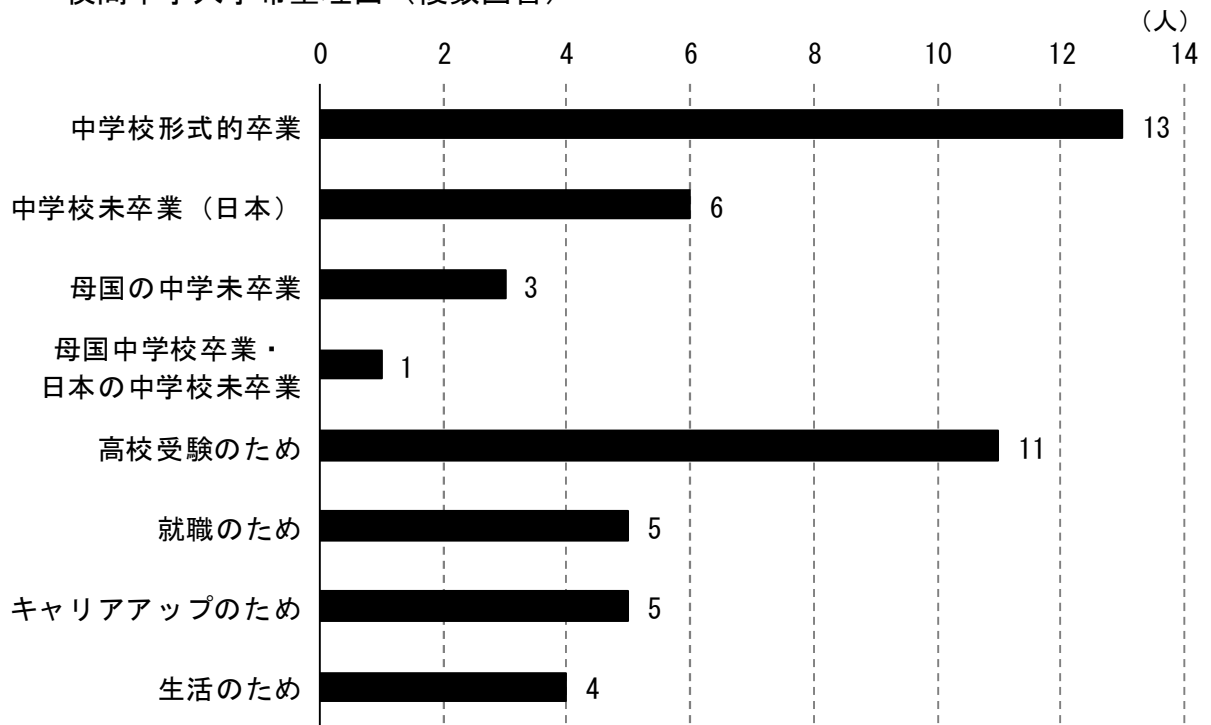


ウ 国籍別人数





エ 夜間中学入学希望理由（複数回答）



オ 夜間中学で学びたいこと（複数回答）



## 令和2年度夜間中学ニーズ調査

### 1 調査概要

目的	・夜間中学の設置構想を具体化するために、県内全体の入学希望者の概要を把握する。
調査期間	・令和2年10月13日～令和2年12月31日
実施方法	・Webアンケートにより7カ国語で実施 ・夜間中学を紹介する動画も掲載 ※県内の不登校・引きこもり支援団体、外国人支援団体等、各関係機関及び団体にSNSやチラシによる周知を依頼
主な調査項目	・出身国 ・年齢 ・居住地 ・最終学歴 ・夜間中学入学希望理由 ・設置希望市町

### 2 調査結果

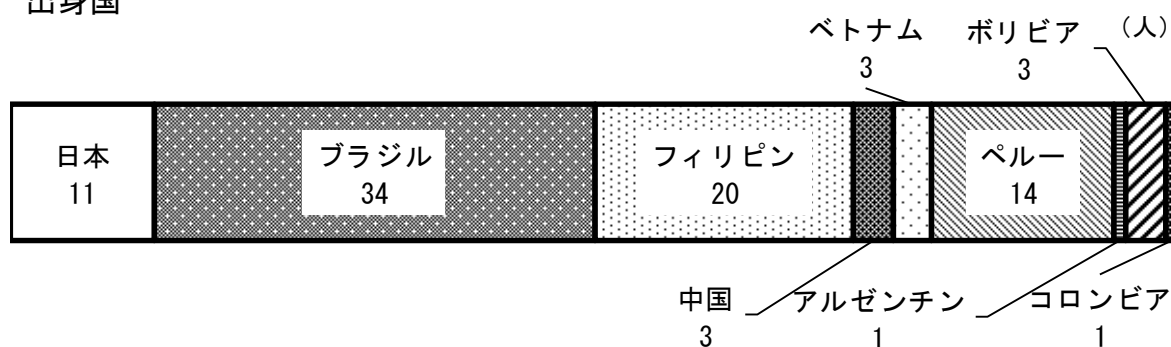
#### (1) 回答数

区分	人数(人)	備考
総回答数 A	133	
集計除外数 B	43	集計除外理由(複数理由あり) ・最終学歴が高等学校以上(42人) ・県外在住(4人)
入学対象者数 A-B	90	

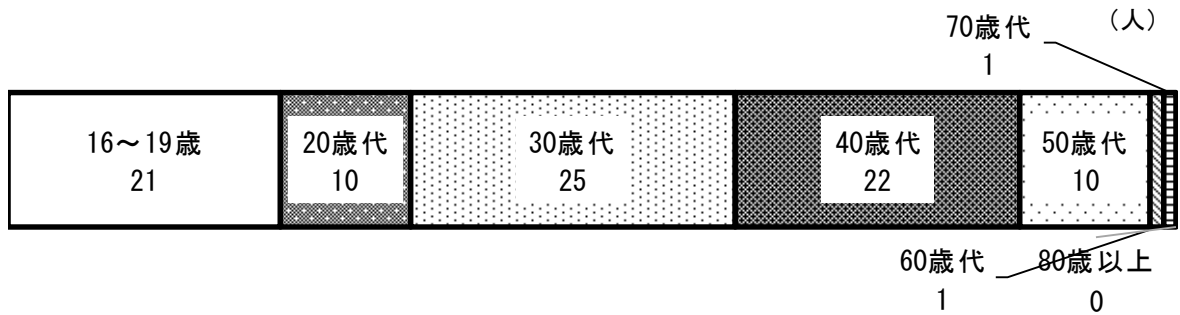
※入学対象者は県内在住の義務教育未修了者又は中学校の形式的卒業者とした。

#### (2) 調査項目ごとの集計

##### ア 出身国



イ 年齢



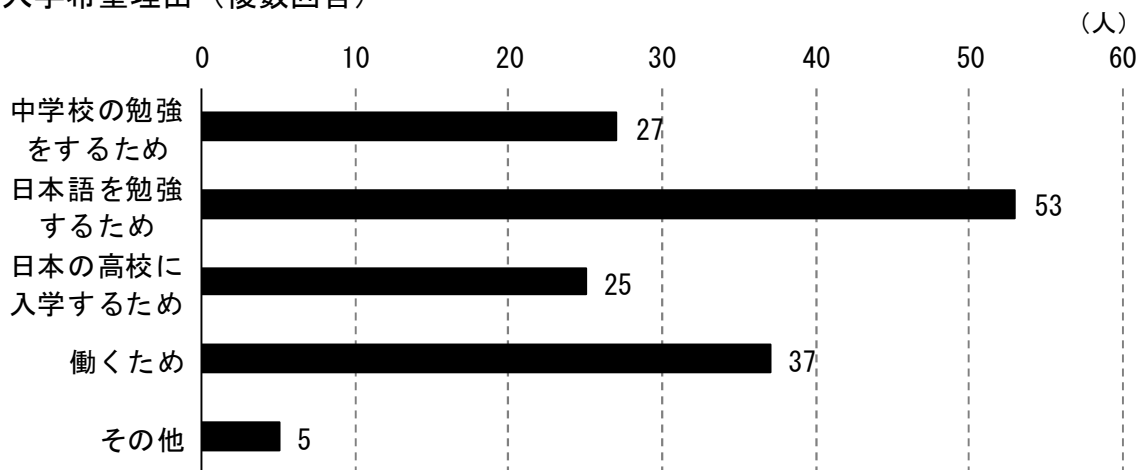
ウ 最終学歴



(「その他」の内訳)

- ・ 日本で勉強していない
- ・ 小学校不就学

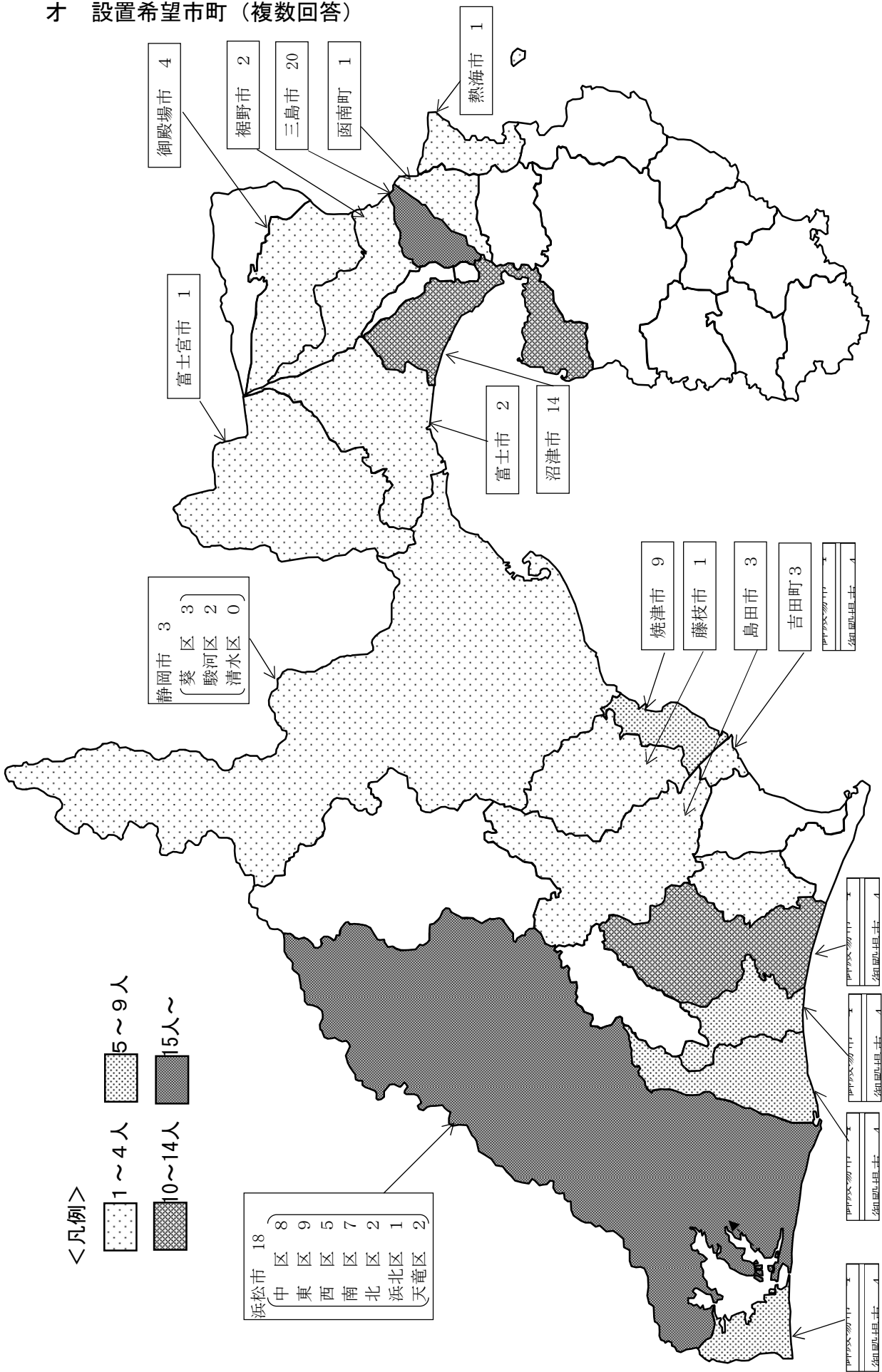
エ 入学希望理由 (複数回答)



(「その他」の内訳)

- ・ 不登校で授業に出られなかったため
- ・ よい市民になるため
- ・ 子供の学力に追いつきたいため

オ 設置希望市町（複数回答）



※設置希望市町は複数回答（政令市は市ごと、区ごとでそれぞれ集計したため、市計と区ごとの合計は一致しません。）

## 静岡県立夜間中学設置検討有識者会議

### 1 目的

基本方針の策定にあたり、大学教授、関係団体等から、それぞれの立場から意見を頂き、より静岡県の実態に合った学びの場を提供できるよう検討する。

### 2 会議時期及び内容

区分	時期	内容
第1回	令和3年6月2日	講師による講義 夜間中学概要説明 基本方針各項目に関する自由討議
第2回	令和3年8月4日	基本方針事務局案に対する意見交換
第3回	令和3年9月6日	事務局修正案に対する意見交換

### 3 有識者会議構成

#### <委員>

(50音順、敬称略)

氏名	役職等
◎ 池上 重弘	静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター長
石井 宣明	静岡県町教育長会会長
河森 佳奈子	静岡県くらし・環境部理事（多文化共生担当）
高貝 亮	公益財団法人静岡県国際交流協会会長
○ 高畑 幸	静岡県立大学教授
平野 利直	平野ビニール工業株式会社代表取締役
福島 久美子	NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡前事務局長
松田 智	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部部長代理
村松 啓至	静岡県都市教育長協議会会長

◎：委員長、○：副委員長

#### <第1回講師>

岡田 敏之

同志社大学免許資格課程センター教職課程指導相談室アドバイザー

京都市立洛友中学校（夜間中学）元校長

#### <オブザーバー>

静岡市教育委員会

浜松市教育委員会

#### 4 意見概要

基本方針項目		意見
対象生徒		<p>&lt;日本語指導の在り方について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語指導の在り方については、中学校としての学びの確保と、個々にニーズに寄り添う視点から、今後さらに検討が必要。</li> </ul>
		<p>&lt;県外在住県内在勤者の受入れについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開校後、ニーズが明確になり、県外在住県内在勤者の希望があったときに、県外在住県内在勤者を入学対象とするか否かの再検討が必要。</li> </ul>
設置規模・手法	学校数・設置場所	<p>&lt;設置場所について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東部、中部、西部にそれぞれ設置することが理想だが、ニーズの状況を考えると、令和5年の開校時には、東部と西部への設置が妥当。</li> </ul> <p>&lt;政令市への夜間中学の設置について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政令市とは、開校年度に関わらず、設置の方向性について協議を継続してほしい。(設置者、設置手法等)</li> </ul>
	開校手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学希望者には1年通って高校に通いたい生徒もいるのではないかな。</li> <li>多様な学習歴を踏まえた受入手法を検討すべき。</li> </ul> <p>&lt;修業年限&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間中学の役割として、様々なニーズに応える方がいい。</li> <li>必ず3年で卒業させようとする、夜間中学もドロップアウトすることにもなってしまうこともある。</li> <li>ある程度の枠組みは必要。3年を基本として弾力的に考えてほしい。</li> </ul>
給食・補食		<ul style="list-style-type: none"> <li>給食がない場合でも、食べる時間と場所は確保すべき。</li> </ul>
その他	教員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセラー的な資質・能力をもった教員の配置・育成が必要。</li> <li>日本語教員養成課程で学んだ教員の配置も考えられる。</li> <li>複数校設置するとしたら、学校間の連携や環境整備を強化する必要。</li> </ul>
	外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>開かれた学校(地域とのハブ的機能)にすることが必要。</li> <li>学生(大学生、高校生、中学生等)・社会人・在住外国人ボランティア等の活用を図りたい。</li> <li>企業や関係団体等との連携を図りたい。</li> </ul>
	教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムが重要であり、きちんとしたものを作る必要がある。</li> <li>始業時間の配慮が必要。(就労している生徒への配慮)</li> <li>夜間中学から定時制高校等につながる体制作りが必要。</li> <li>日本語や日本の文化の理解・習得のための工夫が必要。</li> <li>単なる日本語学校ではなく、中学校としての内実を伴う教育を行うことが必要。</li> <li>地域との交流の時間を大切にしてほしい。</li> </ul>
	学校のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間中学は義務教育の最後の砦になるので、学びが丁寧にできるようにしてほしい。</li> <li>勤務する教員にとって、重要な経験になってほしい。また、教員の資質向上につながってほしい。</li> </ul>

# 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針概要(案)

## 現 状

<b>国の動向</b>	
○「教育機会確保法」の施行(H28.12)	→ 義務教育段階の学び直しの機会を保障
○法律に基づく基本指針の策定(H29.3)等	→ 夜間中学の設置促進等
・全都道府県及び指定都市に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう要請 ・多様な生徒に対応するため、夜間中学の教育活動を充実	

<b>静岡県の状況</b>			
○県内の潜在的ニーズ			
義務教育未修了者	中学校不登校生徒	中学校で日本語指導の必要な生徒	在留外国人
2,509人(H22)	4,321人(R2)	1,015人(R2)	99,629人(R2)
○県内夜間中学入学希望者（県夜間中学ニーズ調査） 90人(R2)			
○県内に夜間中学は未設置（全国では、12都府県に36校設置(R3.11)）			

## 課 題

○義務教育段階の学びの場の提供	○高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供
-----------------	------------------------



## 県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)の設置(令和5年4月開校)

### 設置する県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)の概要

対 象 生 徒	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人
設 置 規 模	2 教 場 ・本 校：天平のまち3階内(磐田市中泉1丁目) ・分教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内(三島市文教町1丁目)
開 校 手 法	年次進行で開設（開校年度は第1学年のみ）
学 級 編 制	静岡式35人学級編制による
学 区	全県1区
学 習 の 特 徴	本校・分教室間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開
給 食	なし（ただし、校内で食事をとる時間を確保）
本 人 負 担	授業料、教科書代、入学検定料、入学料は徴収しない 教材費等は実費を本人負担

白  
紙



第11回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報 告 事項 1	令和 4 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者 選考の実施	P 1
配 付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P5



(件名)

令和 4 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び  
令和 4 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）  
高等部専攻科入学者選考の実施

---

(特別支援教育課)

(要旨)

令和 4 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び令和 4 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施について次のとおり告示する。

(告示内容)

第 1 静岡県立特別支援学校高等部入学者選考

1 募集定員

高等部の各学校、各学科の募集定員は、別に公示する。

2 志願資格

入学を志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定められた障害を有する者で、次の (1) から (4) までのいずれかに該当する者とする。

(1) 令和 4 年 3 月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者

(2) 令和 4 年 3 月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者

(3) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の各号のいずれかに該当する者

### 3 願書受付期間、検査実施期日等

#### (1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 (本校、沼津分室、静岡分室) 静岡県立沼津聴覚特別支援学校 静岡県立天竜特別支援学校	令和4年 2月15日(火)から 2月17日(木)午後3時まで	3月3日(木)	3月15日(火) 正午以降
静岡県立伊豆の国特別支援学校 静岡県立御殿場特別支援学校 静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立富士特別支援学校 静岡県立清水特別支援学校 静岡県立静岡北特別支援学校 静岡県立藤枝特別支援学校 静岡県立吉田特別支援学校 静岡県立掛川特別支援学校 静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立浜北特別支援学校 静岡県立浜松特別支援学校 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校 静岡県立浜名特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	令和4年 1月27日(木)から 1月31日(月)午後3時まで (土曜及び日曜を除く。)	2月9日(水)	2月21日(月) 正午以降
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校 静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校 静岡県立浜松特別支援学校城北分校	令和4年 1月4日(火)から 1月6日(木)午後3時まで	1月18日(火)	1月27日(木) 正午以降

#### (2) 再募集

すべての特別支援学校高等部で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校においては再募集する。

再募集の実施及び募集人数は、一般選考合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

#### 4 その他

詳細については、令和4年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領による。

### 第2 静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考

#### 1 募集定員

専攻科の各学校、各学科の募集定員は、別に公示する。

#### 2 志願資格

入学を志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

(1) 令和4年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者

(2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の各号のいずれかに該当する者

#### 3 願書受付期間、検査実施期日等

##### (1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校	令和4年 2月15日（火）から 2月17日（木）午後3時まで	3月3日（木）	3月15日（火） 正午以降

##### (2) 再募集

静岡県立浜松視覚特別支援学校の専攻科で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校においては再募集する。

再募集の実施及び募集人数は、一般選考合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

#### 4 その他

詳細については、令和4年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考実施要領による。

## 令和4年度特別支援学校高等学校高等部及び高等部専攻科入学者選考実施要領及び募集要項の変更点

令和4年度入学者選考実施要領及び要項を定めるにあたり、主な変更点は以下のとおり。

変更内容	変更理由	該当ページ
氏名を自署する場合は、押印不要 (入学願書、追検査受検願)	押印の義務付けを見直したため。	7、8、13
観点別学習状況の欄を追加	学習指導要領が改訂されたため。	9
知的障害特別支援学校の出願書類の提出先 を追加	令和3年度に、伊豆の国特別支援学校及び浜松み をつくし特別支援学校が開校したため。	28、29
訪問教育を募集する学校の変更	志願希望者のいる学校のみ募集するため。	39

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 3 年度第 1 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
第 1 回	R 3 . 7 . 29	R 3 . 6 . 3 ～ R 3 . 7 . 8	定期監査	27所属	注意 1 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 3 年度第 1 回 監査結果

ア 定期監査

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
掛川西高等学校	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り及び非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り	1

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川西高等学校	令和3年7月29日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り及び非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り</p> <p>3 内 容 掛川西高等学校は、令和2年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇の付与に際し、令和元年度分の年次有給休暇残日時を繰り越さなかったため、付与日数に誤りが生じた。</p> <p>また、別の非常勤職員が令和元年度に年次有給休暇を請求する際、請求簿の期間及び残時間数を誤って記載し請求したが、同校は、請求を承認する際、その誤りに気付かず、当該職員の年次有給休暇請求簿の残時間数の記載が過少となっていたため、当該職員がその後に休んだ際に、同校は年次有給休暇が残っているにもかかわらず、欠勤と処理していた。このため、当該職員に対して非常勤職員報酬等の支払いが7,678円過少となっていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、会計年度任用職員の年次有給休暇制度に関するサービス担当者への誤認識があったこと、また年次有給休暇簿を決裁する際、サービス監督者・サービス担当者による休暇請求期間・時間数及び残日数・残時間数の確認が不十分であったことが原因です。さらに報酬支払の際、年次有給休暇簿の写しを支出票に添付し、複数人で確認してから支払い手続きに進むところ、それができていませんでした。</p> <p>判明後、当該職員に誤りの内容を説明のうえ謝罪するとともに、年次有給休暇請求簿は速やかに訂正し、過少となった報酬分は令和3年6月23日に追給しました。また、令和2年度の年次有給休暇請求簿の点検を行い、本件以外に誤りがないことを確認しました。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>年次有給休暇制度について改めて確認するとともに、年次有給休暇付与時及び取得時に複数人による確認を徹底しています。また、報酬支払の際は年次有給休暇簿の写しを添付し、複数人で確認してから支払い手続きを行うよう体制を整え、再発防止に努めています。</p>	